

平成30年度第1回 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

- 1 開催日時 平成31年3月27日（水）13:30～14:30
- 2 開催場所 新居浜市役所車庫棟 教養室
- 3 出席者
委員：秦会長、明石委員、池田委員、坂上委員、定岡委員、篠原委員、白旗委員、
神野委員、中川委員、橋本委員（10名）
事務局：福祉部長・白石、介護福祉課長・木俵、主幹・東田、副課長・山本、係長・久保、
主任・鴻上、地域包括支援センター 所長・古川
傍聴者0人
- 4 協議事項 (1)会長、副会長の選出について
(2)平成29年度の実績、平成30年度の状況について

5 議事録

事務局	会議の開催に当たりまして、福祉部長の白石がごあいさつを申し上げます。
部長	(あいさつ)
事務局	<p>本日も出席の委員の皆様は、平成29年9月1日から、3年間の任期で就任していただきましたが、本日は、改選後初めて開催される会議となりますので、推進協議会設置要綱第5条により、委員の互選により会長、副会長が選出されるまでの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日、ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。資料の名簿の順にご紹介申し上げますので、どうぞ着席のままようお願いいたします。</p> <p>《名簿の順に紹介》</p> <p>続きまして、事務局職員の紹介をいたします。</p> <p>《職員自己紹介》</p> <p>推進協議会設置要綱第6条により、委員数15人に対し出席委員10人で、本日の会議は、成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p>

事務局	<p>それでは、議題の（１）会長、副会長の選出に移らせていただきます。推進協議会設置要綱第５条により、会長及び副会長は委員の中から互選することとなっております。どなたか、ご推薦いただけますでしょうか。もし、いらっしゃらないようでしたら事務局方から提案させていただきたいのですがよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
事務局	<p>それでは、事務局より提案させていただきます。会長は、前会長の新居浜市食生活改善推進協議会会長の秦榮子様、副会長は、本日ご欠席されておりますが前副会長の新居浜市医師会会長の山内保生様にお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。</p> <p>（拍手）</p>
事務局	<p>ありがとうございます。皆様方のご賛同をいただきまして、会長に秦榮子様、副会長に山内保生様が選出されました。それでは、会長、恐れ入りますが、前の席への移動をお願いいたします。</p> <p>《席移動》</p>
事務局	<p>それでは、秦会長、就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆様、改めましてこんにちは。春爛漫とか心華やぐあちらこちらから桜の开花宣言が聞かれてうきうきしておりますが、皆様、年度末の大変お忙しい中、本日はご出席いただきありがとうございます。ただいま、再任ということで、責務を全うしたいと思います。皆様の暖かいご指導ご支援をいただきながら一つ一つ丁寧に会の議題にそってクリアしていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>本日は３０年度第１回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を開催いたしましたところ先ほど申し上げたとおり、このようにご出席いただき誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱に基づいて会を進めて参りたいと考えておりますのでどうぞよろしくようお願い申し上げます。</p> <p>着座させていただきます。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。ここで福祉部長白石は公務のため、退席させていただきますのでよろしくお願いたします。</p> <p>(福祉部長退席)</p>
事務局	<p>それでは、これからの議事につきましては会長、お願いたします。</p>
会 長	<p>それでは設置要綱に基づいて、特に今日は(1)介護保険事業に関する事、第4条にあると思いますが、(2)介護保険給付に関する事、(3)介護保険料に関する事(4)保健福祉事業に関する事(5)その他高齢者施策に関して必要と認める事業に関する事等について審議していきたいと思います。</p> <p>それでは事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【介護保険事業の状況について説明】</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より平成29年度実績の介護保険事業及び30年度の状況について説明がございました。意見、質問あればお聞きしたいと思います。</p>
会 長	<p>内容も難しく、意見を出す事も大変かと思いますが、今日はお一人、一言は願いたいたしております。</p> <p>神野委員、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>決算書にある諸収入の雑入600万あまりは何でしょうか。</p>
会 長	<p>事務局、お答えください。</p>
事務局	<p>はい。雑入についてですが、第三者行為と言いまして、例えば交通事故等が原因で介護サービスが必要となった時に、医療と同様加害者に請求するようになるのですが、その分の収入になります。</p>
事務局	<p>他には地域支援事業関係になりますが、デイサービス事業の利用者負担金であったり、成年後見の市長申し立て案件で、裁判所の審判が下りた時に申立人が負担しているが、本人負担となった場合の返還金等がここに入ります。</p>
会 長	<p>神野委員、よろしいでしょうか。</p>

委員	はい
会長	続いて何かございませんでしょうか。
会長	では次に進みたいと思います。 それでは続きまして高齢者福祉一般施策実施状況について説明をお願いします。
事務局	事務局説明
会長	ありがとうございました。ただ今事務局より高齢者福祉一般施策実施状況についてご説明いただきましたが、ご意見のある方、よろしくをお願いします。
委員	おうちで介護している人に月額7千円、5千円とかなっていますが、もう少し増額して、お家で介護してあげられるようになるべくしたほうが、市も国もみんな得じゃないかなという気がする。そういう方向になるといいな。と思っています。
会長	将来に向けてのお願いになりますが、事務局からお答えください。
事務局	在宅で介護が必要な方のお世話をされている方、非常に厳しいものがあると思いますが、特に寝たきりの方、認知症の方というのは、それを支えていく家族の方に非常に大きな負担になりますので、その部分をどういうふう に支援していくかというのは市としても常に頭を悩ませているところであります。ご存知のように、今後在宅介護を増やしていこうという全国的な流れになっておりますので、その部分はやはり強化していくべきであるところ であると思っております。ただ、財源の問題もございますので、できる範囲 というのは限られてくるのですがその中で今後もいろいろとやっていきたい と考えております。
委員	そうすると、市も得じゃないかという気がするんです。もちろん、県、国 もですけど。こんなところをもう少し全体に考えられないのかな。と。それ がどんどん進んでいくと最後には良くなっていく。と、そう思っております。
会長	貴重なご意見ありがとうございます。課長から検討するという言葉に未来 に少し光をいただいたような気もしますが、実践できるようにご検討くださ い。その他に何かありませんでしょうか。

会 長	この際ですので事務局の方に何でもご質問ください。
委 員	はい。 初歩的なことかもしれませんが、福祉電話貸与事業で一人暮らしの方とされてますが、独居の方に対する他の支援は、介護度がつかない方やグレーゾーン的な方、つまづいて骨折の危険がある方、見守りが必要である方、そういった方に対するところは、電話の貸出し等になるのでしょうか。
会 長	事務局、お答えください。
事務局	一人暮らしの高齢者の方への支援の中で一番、市としてボリュームの大きい予算は、この表の中で言いますと見守り推進という部分です。それぞれの校区で見守り推進員を選んでいただいて、その方が独居の様子を見守っている。という事で、例えば、あのお家は2日くらい電気が付きっぱなしだけど大丈夫かな。とか、新聞が溜まっているからどうなのかな。等で訪問していただくこともありますし、訪問を嫌がる方も中にはいらっしゃいますので、そういう方に対しては訪問するのではなく、近くから様子を見守る。そこで普段と違う様子が見られた場合は地区の民生委員と協力してケアをしたり、市へ連絡をいただいて市の方から様子を見に行ったりとか、そういう支援について見守り推進員の活動でやっております。
会 長	よろしいでしょうか。 もう少し聞かれますか。
委 員	はい。ありがとうございます。
事務局	基本的に独居の方で認定を受けられていない方というのは、ある程度自分の身の回りの事が自分でできて、不自由になってくると当然要支援であるとか要介護の認定を受けていただくようになるのですが、そこに至らない方の場合は包括支援センターもありますが、そちらの介護予防事業で組み込んでいただいたりとか、先ほどまで話をしていた老人クラブのほうで一緒に外へ出かけていろいろやろうと働きかけしていただいたりとか、自治会でやっている事業ですが、敬老会事業に呼びに来て引っ張り出してもらったりだとかということをして、なるべく社会との関係を切らないようにして社会参加をどんどんしていってもらうことによって健康づくりになるので、そういったことを重点的にやっていこうという事が市の考え方でございます。

委 員	もう一つかまいませんか。
事務局	はい。
委 員	独居の方で介護度がついていなくて、移動手段が自転車等で、過去に転倒して今は自転車が使えない場合に介護タクシーっていうのは該当しないのでしょうか。するのでしょうか。安く移動手段として使えるとかありますか。
事務局	介護タクシーというのは介護サービスの中の一つなので、認定を受けていただかないと使えません。それに代わる手段ではないですけども市のほうでは運輸観光課担当になりますけどデマンドタクシーをどんどん利用してください。という事をお願いはしています。乗合タクシーになりますので、実際使う時には不便だなという声もいろいろいただいておりますが、公共交通機関である路線バスとかそういったものが行き届かない区域をデマンドタクシーという、要は予約をしていけば玄関まで迎えに来てくれるというものです。それを利用してその隙間を埋めていこうというような事で今やっております。
委 員	わかりました。ありがとうございました。
会 長	よろしいですか。
委 員	デマンドタクシーの件ですが、本当に不便です。うちは大生院ですが、よほど時間に余裕がないと使えない。あれを何とか他市のようにタクシー券とかのほうみんな使いやすいのではないかと思います。
会 長	いいですか。
事務局	私がお答えする事ではないのですが、デマンドタクシーについてはいろいろそういった不便という意見はたくさんありますし、行き先が限定されてしまうので困るんだという話もたくさんいただいているはずで。そういった意見は担当課、担当部局の方は把握しておりますので、そういった事を考えた上で交通計画を作っていますし、そういった中で、いわゆる交通空白地帯といいますけど、路線バスとかが回れない場所やそういった部分をどういうふうにやっていくか、当然色々考えているところではありますけど、現時点では方法としてはデマンドタクシーになってしまう。という事です。デマンドタクシーも行き先を工夫するとか乗り方を工夫するとかいろいろ検討している

	<p>と思います。</p>
委 員	<p>今のデマンドタクシーですが、いろいろ苦情をいただいています。川西地区は全然走ってないですよ。上部とか川東とかで、川西地区には一切無いですね、それで例えば川東の方が住友病院へ行きたくても元塚で降りるようになります。元塚でバスかタクシーで乗り換えないといけなくて不便だ。と聞いています。で、上部の方は新居浜駅で降りるようになります。いいアイデアを出していただけてますがすごく不便です。というような意見をたくさんいただいております。</p>
会 長	<p>お答えください。</p>
事務局	<p>先ほどの事も含めて、行き先の問題もございまして、いわゆる苦情がたくさんきておるといことはこちらでも担当課も知っております。そもそもの発端が、川西地区にタクシーが無いのは川西地区には公共交通機関がありますよ。と、公共交通機関を使ってください。というのが前提です。川東から出発して、元塚までしか行かないのは元塚からはバスを利用してください。という、上部の方が新居浜駅までしか無いのも新居浜駅でバスに乗り換えてください。というそもそものデマンドタクシーという制度のスタートなので、今はそういうふうになっていますよ。としか私の方からはお答えできませんが、そういったご意見をこの会でいただきましたというのはまた担当部局へお伝えさせていただきます。</p>
会 長	<p>これだけ意見がたくさん出ましたので、先ほど少し触れましたタクシー券などの利用も含めてよくよく考えていただけたらと思います。私も一度乗りましたが、間に合いませんでした。それは勝手です、全部が気に入るようにはできない。このように行政は考えに考えたうえでやってみて不平や苦情が出るといことをもう一度研究してくれると言ってくれておりますのでご期待しましょう。よろしくお祈いします。</p> <p>その他にありませんか。なんでも結構です。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。無いようでしたら次に移らせていただきます。</p> <p>次の事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、続きまして地域支援事業実施状況について説明させていただきます。</p> <p>事務局説明</p>

会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地域支援事業実施状況について、ご質問、意見がありましたらお聞きいたします。どなたからでもお願いします。</p>
委 員	<p>健康長寿コーディネーター配置事業費について第一層コーディネーター1名配置と、29年度は1名増になっていますが、どういうふうな事をしていただけるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。第一層と二層にそれぞれ役割が与えられておりまして、まず第二層というのが地域ごとの社会資源を調査したり、地域の要望に基づいて、協議体という相談の場を設置して地域の支えあい活動を構築していく仕事をしています。第一層はそうした動きを含めて市全体の情報を整理したり市全体の政策化を目指した相談の場。これを第一層の協議体といますが、こうした場での協議を進める役割をしている。第一層が市内全体、第二層が地域ごとという事になっております。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。その他にありませんでしょうか。</p> <p>それでは議題については終わりましたので、全体的に何かからでもお気づきの点、質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>事務局、何かございませんか。</p>
事務局	<p>無いようでしたら会議はこれで終了となります。</p>